

関係人口拡大プロモーション業務委託仕様書

本仕様書は、宮城県北部地方振興事務所栗原地域事務所（以下「委託者」という。）が発注する「関係人口拡大プロモーション業務」（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「受託者」という。）の業務について、必要な事項を定めるものとする。

1 目的

働きがいや生きがいを持って住み続けられる地域を創生するため、若年層（～30代）を中心とした人の集まる仕組みの構築を見据え、令和3年度に実施した大学ゼミ合宿等誘致推進プロモーションの成果を活用し、主に若年層の関わりによる合宿、イベント、体験プログラムなどを実施することにより地域の魅力を磨き上げ、これらを SNS などで情報を発信し、栗原地域のファンの拡大を図る。

2 委託事業の内容

(1) 関係人口拡大のプロモーション

栗原市の地域課題の解決に資する取組として、関係人口拡大に向けて主に若年層が関係人口となるきっかけやその土壌づくりなどをはじめ、人が集まる仕組みを構築する。

具体的には、栗原地域の団体や企業等と連携し、栗原地域の魅力を体験等できる主に若年層による合宿、イベント、体験プログラムや社員研修のコーディネートなど、関係人口拡大に向けた取組を企画及び実施することとし、実施に当たっては以下を必須とする。

イ オンライン等による主に若年層に向けた積極的なプロモーション活動及びコーディネートを行うこと

ロ 令和3年度に実施した大学ゼミ合宿等誘致推進プロモーション（以下「R3 大学ゼミ誘致活動」という。）のPR資料（パンフレット、動画）を活用すること

ハ R3 大学ゼミ誘致活動でアプローチした大学やゼミへのアプローチを継続すること

また、参加者へのアンケート調査及び調査結果の関係機関との共有のほか、上記で構築した「人が集まる仕組み」の定着や展開に向けて、口コミやマスコミ、SNS 等による効果的な周知（PR）方法を企画し実施する。

なお、新型コロナウイルス感染症等の影響により、プロモーション活動が難しい場合には、次年度以降に効果が見込まれるプロモーション活動も対象とする。

(2) 報告書の提出

業務完了後、成果品及び精算に関する書証の写しを添付し業務完了報告書を県へ提

出すること。

3 事業提案書、見積書作成・提出にあたっての留意事項

- (1) 本仕様書に基づき見積書を作成する積算する経費の種別については大きく分けて事業に直接携わる職員の人件費(直接人件費)及び、事業執行に直接必要とされる事務用品、旅費、謝金、印刷製本等に係る経費(直接経費)並びに、管理運営に係る経費(一般管理費)の3項目とし、これらの経費に消費税を加えた額を見積額とする。
- (2) 本仕様書に基づき見積書を作成する際の人件費については、国などによる単価基準(例:設計業務委託等技術者単価)や自団体の基準による単価なのかを明確にした上で算出すること。なお、自団体の基準によるものについては、併せてその確認が取れる資料(役員報酬規程、就業規則の当該部分の写し等)を提示すること。
- (3) 一般管理費の積算にあたっては、(直接人件費+直接経費)×一般管理比率で算出するものとする。その際の一般管理比率については、10%以内とする。
- (4) 業務終了後には速やかに業務完了報告並びに精算報告を行い、委託者はその内容を精査し、契約額の確定を行うこととする。

4 委託業務の経理等

- (1) 実績報告書により委託契約額を確定した結果、概算払い等により受託者に支払った委託費に残額が生じた場合は、その差額を返還すること。
- (2) 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して記載し、委託費の使途を明確にしておくこと。
- (3) 委託費の支出内訳を証する経理書類を整理して、会計帳簿とともに委託業務の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、いつでも閲覧に供することができるように保存しておくこと。また、受託者は、発注者の要求に応じ、上記の経理書類を提供すること。
- (4) 委託料の支払いについては、業務委託料の概算払いを行うことができる。

5 業務の再委託について

受託事業者は、業務の一部を第三者に再委託することができる。その場合は、再委託先ごとの業務内容、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記の上、事前に書面で県の承認を得なければならない。

6 著作権について

- (1) 本業務の実施により生じた著作物(既得されているは除く)に関する著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)は、県へ帰属するものとする。
- (2) 本業務の成果物は、画像等著作権上の権利関係の帰属を済ませた上で納入すること。

また、それらに関する紛争が生じた場合は、受託事業者の責任において対応するものとする。

7 新型コロナウイルス拡大防止に関する留意事項

本業務において、受託者は新型コロナウイルス感染拡大防止に努め、事業を計画的に進めるものとし、イベントの実施等にあたっては、事前に開催について県と協議すること。

また、新型コロナウイルスの影響により、県境の移動の自粛等、新型コロナウイルス感染症対策の実施状況等から当該事業活動を展開することが難しい場合は、新型コロナウイルス感染症の収束後を見据えたプロモーション活動など、業務内容について県と協議すること。

8 その他

- (1) 本業務の遂行に必要な打ち合わせについては、業務の主要決定事項の検討時期に合わせて実施すること。
- (2) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、県と受託者で協議の上、決定する。